

【第二回宗教学会シンポジウム・報告】

一、アメリカにおける政教分離原則の研究とその発展

熊 本 信 夫

(北海学園大学)

私が今日とりあげますのは、アメリカの政教分離の原則についての研究者と、この原則の発展ということでございます。まして、分離原則がどうかということに重点をおいておりますが、それはもうだいぶ前の比較法学会、日米法学会で報告しておりますので、今日は少し別の角度からこの問題を取り上げてみようと思えます。と申しますのは、今日は日本における宗教法研究会がスタートするわけでありますから、日本の憲法に大きな影響を与えたアメリカの分離原則がどういう形をとって発展し、これをどのような形で研究してきたか、こういったことを少し考えてみたいと思うからであります。もう少し申しますと、一般的にたとえばアメリカの判例をとりあげてですね、それだけを議論してみてもあまり意味はないので、その底に横たわる社会的背景を無視して考えることはできない、とこういうふうな基本的な考えを持っております。とりわけ宗教をめぐる問題というのは、その国の固有の歴史なり経済なり社会的な状況なり、あるいは慣習なり、そういったものに非常に大きく左右される訳でありますから、アメリカの憲法がどうなっているか、あるいは判例がどうなっているか、ということだけを平面的に調べましてもどうもあまり意味が

ないわけでありませう。

このような基本的立場から申しますと、一つにはこの分離原則時代が出てくる過程の社会的な発展、あるいは経済的文化的発展の状況というふうなものを縦の糸でずっとたぐっていく必要がありますし、もう一つ横の糸としては、その時代の流れというふうなものに対してその時代の変化というものを充分考慮しながら考えていく必要があるだろうと、こういうふうなことを基本的に思っている訳であります。

次に調査の方法でありますけれど、基本的にはインデックス、リーガル、ペリオディカルズ、例のアメリカの法律関係の基本的文献をほぼ網羅したものとされているものがございますが、これを基礎にしております。それ以外いろいろ小さなものもございますけれどもそういったもので一応全部網羅しようとして、その作業は、大変膨大なわけですが、実は昨日の理事会でも雑誌を出すことについて話が出たのであります。その際、文献リストを途中から、つまり雑誌を出す年からでも作ろうか、という議論が出たのであります。その折にも私ちょっと申し上げたんであります。やはり一つの国のこの研究をすすめるためには、多少時間がかかってもその当初にさかのぼってやらなければいけません。特に日本の問題を考えるにあたっては明治以前の状況あるいは、近代法、現代法が導入されてからの段階の発展状況をずっとたどってこなければ現在の状況というものは、やはり正確にとらえられないだろうと。そういうふうなことを申しあげたわけでありませう。私自身そういう考えを持っていて、アメリカの分離原則の研究を進める場合に、時間がかかるがまず取り組んで、ということになる訳であります。従って、この研究会でそういう文献録のようなものを作るとすれば、五年なり十年なりかかってもやはり日本における当初から今日までのを会員でそれぞれ分担して掘りおこしていかなければ実態というものは正確にわからないだろうと、思っているわけでございます。

このような立場から申しますと、さきほどの大宮先生のご報告に対して、私個人はかなり悲観的な気持ちを持って

いるのであります。というのは、つまり今述べたような考え方があるものでございますから、今の状況の中で、宗教法の体系化というのは大変に無理が多いと思われるので、これを無理して進めますと、研究が不十分な状況でありますから、どうしてもあちこちの切り張りにならざるを得ない。しかも、それぞれがいずれも不十分でありますから、何かつぎはぎだらけのものになる危険性が高い。そう思われるのであります。これはアメリカの場合についても同様なわけで、今日アメリカの政教分離原則というふうなことで非常に華やかな議論を呼ぶわけですが、この原則が出てくるまでにやはり、相当長い時間と努力が重ねられていくわけでありまして、一朝一夕に出来たのではない。そういうことを我々は十分知っておく必要があります。

これを具体的に申しますと、アメリカの憲法がご承知のとおり憲法修正条項が一七八七年に出ておりますが、それから今日までほぼ二〇〇年近くの時間がかかっておりますし、その一七八七年の分離原則自体が導入されるまでに例の一六二〇年にプリマウスに上陸したその時から数えても百三十年ほどたっているわけで、つまり三百数十年の歴史があつてはじめてその原則が出ているのであります。日本の現憲法が導入されてわずか三十数年ですね。日本で原則などというのはそう軽々に出てくるものではないんじゃないかと。やはり我々大変の長い話ですけれど、四十年五十年くらいの間をみながら考えなければ十分に把握できないだろうとこんなふうに思っている訳です。そういうふうな基本的なことがございますものですから今日のお話は大変たいくつにあたる部分が多いかも知れませんが、ごかんべんいただきたいと思えます。それで時間の制限もございますし、今日報告できなかった部分は、時代的に最初からすすめてまいりますので、それから先は、またいずれかの機会にまわさしていただきたいと、こんなふうに考えております。

そこで一応時代をざっと区切ってみたわけでありますが、最初の段階は、この植民地時代でございます。一六〇七

年にバージニアのジェームズタウンに英国国教会が入って、それ以降の約一七〇〇年ぐらいたいでいた一〇〇年でありました。もちろんこの時代に平行して、ロード・アイランドで非常に強く分離を主張するという考えもありましたし、それからメリーランドのようにその中間をいくような形態の場合もありました。しかし、まあ、マサチューセッツの神政社会というふうなものがこの時代の特色としてあげることができようかと思えます。それからその後一七〇〇年から六十年間ぐらい、これはこの非常にヨーロッパ各地から多くの移民が入ってまいりまして、彼らは当然その背景にそれぞれの国における宗教を身につけておりますから、この結果、アメリカでの宗教活動が多様化する。その価値観も多様化する、こういうことになるわけでありまして。こういうふうなことで非常に宗教論争が社会的な発展、変動にともない、きわめて活発になるわけです。たとえば覚醒運動とか理神論などが盛んになってくると。こういうふうなことでマサチューセッツを中心とする分離原則に対する批判あるいは、メリーランドの場合の寛容の原則、あるいはロード・アイランドの分離原則というふうな考え方が当初の十三州全体に相当程度いきわたってくるのであります。それからその後、だいたい六十年間ぐらいたいで、一七六〇年から一八二〇年ぐらいたいで、いわゆる建国の時代でございます。連合規約あるいは合衆国憲法修正一条一七九一年でありますが一の制定がなされるわけでありまして。前の時代の理念、ないし思想というものが、具体的な国の基本法に登場してくる時代と、こういうふうに言っているかと思えます。こういう分離原則が修正条項に盛り込まれるわけでありまして、これは、結局のところアメリカのいわゆる国家の指導理念として考えられてきたプロテスタントイイズム、こういうものに対する一つの批判、という形で受けとめられるわけでありまして。

で、それから一八二〇年ですね、その頃から六〇年頃にかけて約四十年であります、これは今あげたような宗教

的な議論というふうなことを中心に同時に分離原則が憲法規範として登場してくるわけであります。しかし、社会的実態としては、どうもその理念が完全な形で実現されていないと、ま、たてまえと本音のような関係がみられるわけであります。それからその後の約六十年間、約一九二〇年ぐらいであります。これはアメリカがご承知のように非常に産業的に発達をとげる時代で農業国家から産業国家へ移行するというふうな質的転換をしてくる時代であります。こういうことになりますと、いわゆる農村における教会を中心とした一つのコミュニティというものが、破壊とまではまいりませんが、次第に影響力を弱めることになって社会に占めるウェイトは非常に低くなって参ります。他方工場労働者が都市へ集まってくると、そこでさまざまな価値の多様性が一層促進されてくると、こういうふうなことになるわけであります。

同時にこの時代には、ただ単に国家が宗教活動に対して干渉してはならんと、つまり分離原則をいかに表現しているかというふうな立場から、国家が宗教活動に介入すべきでないという立場だけではなく、もう一つの考え方が出て参ります。これは一九二九年の大不況に代表されるように市民生活に対する国家の責任が強調されてくるわけです。つまり国家はもっと市民の生活に関与していくべきであると。面倒をみていくべきであると。具体的には国は社会福祉面で積極的に責任を果していくべきであると、こういう要請が出てくるわけであります。その要請を受けて、国がさまざまな福祉政策を実現するわけですが、教会との関連では国のそのようなプログラムは教会の幅広い活動、つまり学校、孤児院、病院の経営を援助することになりはしないか、という形で問題となってくるのであります。

それからその次に一九二〇年代以降ですが、これは一九四五年ぐらいまで。この時代というのは国家が市民生活の隅々にまで広く、深くかかわってくる、こういう時代であります。それは具体的には憲法原理が各州に対しても個別的に適用されていく。そういう時代であります。実は憲法上は南北戦争後の、いわゆる再建の時代に連邦憲法が州に

適用される、という考え方は実現しているのですが、これが具体的な事件を通じて適用されるのは、この時代になつてからといってよいのであります。そういう意味で憲法修正十三条、十四条などが採用後数十年を経て、第二次世界大戦終了の前後あたりにはじめて連邦の理念というものが、各州に及んでいくというふうになってくるわけでありま

す。
 で、そのあと一九四五年から一九六〇年代ぐらいで、またその後一九七〇年代に入ってもう一つ大きな発展があるのであります。が、それは、今後の報告に残しておくことで、今日は、一九四〇年代までということにしておきたいと思ひます。

そこで大きくこのように分けたわけでありますが、この最初の段階でありますね。さきほどの一七九一年の修正条項ができるまでの時代、これは歴史的事実としてたとえば、ジェファーソンの文章にあらわれてくるとか、有名な説教者の演説の中にあらわれてくるとか、こういう運動家、政治家あるいは、宗教家の言葉の中で宗教的な政教分離というような議論が出てくるわけであります。これは、今日でいう意味で研究者というふうな意味のものとしてちょっと認識するようにはいかなと思われます。で、この部分を私、別に発表しておりますので（後述拙書）、ここでは繰返しません。我々は法学の研究というふうな角度で政教分離原則をとらえるといたしますと、それは、さきほど農業国家から産業国家への発展の時代と申し上げましたけれど、この時代ぐらいから研究者というふうなものを認識することができるように思ひわけであります。実は、これは、アメリカの法学教育と無関係ではありません。

アメリカの高等教育は、一六三一年のハーバート・カレッジ以来、一般教育はありますが、法学教育はずっとそのあと約一七〇年ぐらいたつてつまり一八一六年くらいですか、この頃によくやとロー・スクールができてくるわけ、しかしロー・スクールができましたもまだ今日でいう研究活動がすすめられたわけではもちろんないわけであり

ます。もちろんその時代に著名な裁判官であり、かつ学者であったクローリーであるとか、ストーリーのなかの著作の中に宗教に関する記述がございますけれど、まだそれもとりあげて論ずるほどの内容ではないように思われます。で、こういう農業国家から産業国家への時代と先ほど宗教的価値観が多様化してくるといふふうにし上げましたけれども、こういう宗教的多元社会というものの実現が移民の導入とともに生じてくるわけです。この時代にはまだ法律家よりも歴史家、宗教家が論文、または著書を発表しているわけでありますが、これは主として、社会全体がプロテスタントの価値からさらに多様な価値へ移行する過程での価値の衝突といった形で現われて参ります。たとえばハドソン(W. Hudson)という学者、あるいはグラッデン(W. Gladden)という学者がそれぞれ「アメリカにおけるプロテスタント時代の終了」、あるいは「反カトリック十字軍」というタイトルの本を出し、議論しているわけでありまして、こういう宗教的多元社会というふうな時代がこの時代の特色としてさまざまな角度から論じられています。で、この場合の論争の中心であります、これを大きくとらえますと、ひとつは、この教会と国会を分離すべきであると、これこそが、そういう政治体制こそがアメリカ社会のあるべき姿であるとかいう考え方がみられます。これは、プロテスタントの側からの言葉ではありませんが、これに対して、ブラディ(F. B. Brady)という宗教家でありますが、これは教会と国会が一体であってはならないというのは誤っているのだ、と、カトリックの立場からの反論が代表的なものとしてあげられるわけがあります。

こういうこの多様な価値観の衝突がひとつは裁判所での救済という形であらわれてくるわけです。そしてこれを具体的に法学研究のテーマとしてとらえられてくるわけであります。たとえば代表的なものとしては、一八七〇年代に教会の財産をめぐる宗教団体内部の争いについて連邦の裁判所のいわゆる管轄権が及ぶのかどうかというふうなことが、登場してくるわけであります(Watson v. Jones, 20 L. Ed. 666 (1870))。あるいは、宗教的理念のもと

で行われる生活、たとえばモルモン教徒が一夫多妻の生活を行う。これは宗教的理念でありませんが、これに対して国家がこれに対して社会一般のモラルをもって規制できるのか。こういう形で現われてくるわけでありませう (Reynolds v. U. S., 25 L. Ed. 244 (1874))。そのほか、教会が教会員のメンバーシップを剝奪した場合、その救済を裁判権を通じて求めることができるのかどうか (Carter v. Payneau, 222 Mass. 464 (1916))、とこういうふうな議論も出てくる訳であります。で、この今あげました判例ですね、代表的なものを二つ、三つあげましたけれど、こういうふうなこの宗教団体における統制の作用というものに対して世俗的な裁判権が介入できるのかどうかというふうなことがこの時代の連邦の判例の特色として、あげることができようかと思ひます。

それからこれは、先ほど社会立法的問題として、教会の活動に対して国家が手をのばしてサポートするという問題が出てまいります。これは、たとえば、病院の経営に対してその病院の経営が結局、一般市民、特に貧者の救済に役立つとすると、こういうことで政府の財政支出を行うと、こういうことが出てくるわけですが (Bradfield v. Roberts, 175 U. S. 138 (1899))、こういうことが果してよろしいのかどうか、ということが出てまいります。社会立法、社会福祉立法に対する連邦の姿勢というものはじめて問われるのも一八九〇年代の問題でございます。

こういうふうなことでさまざまな事件が出てまいります。同時に無名の記事とかあるいは論文ですね、これがしだいに増加してまいります。これはこの時代にひとつにはロー・スクールの創設があるわけでありませう。だいたいこの時代に十七から十八のロー・スクールが誕生してくるわけですが、これに伴ってロー・レビューのたぐい多数出てくるわけで、こういうことではじめて、アメリカの社会で国家と宗教のかかわりあいを法学的見地から検討しようというふうな形ものがあらわれてくると言つてよいかと思ひます。同時に、この時代には、ただ単に植民地時代から一八〇〇年代の後半までの国内の問題だけではなくて、他の国の状況、これは特に母国である英国における状況に

ついでいくつかの研究の紹介が出されてきております。それからまた、ヨーロッパ、たとえばスイスであるとかドイツであるとか、こういったところの状況についても紹介されているわけで、これは移民が入ってきてきてその関連で恐らく出てきているんだろうというふうに思われます。このように、研究論文が出てきているわけでありませうけれど、どうもこの時代はまだ今日我々が意識するような意味での政教分離というふうな視点に立った論文というよりも、一般的に国家と教会についてのさまざまな議論が出ておいて明確な形で分離というものを意識しているというふうなもの是非常に少ないと、こういうふうに言ってもいいんじゃないかと思えます。宗教の自由とは何であるとか、あるいは、アメリカ法での宗教の位置付けというふうなものはどうであるか、こういったことが中心となっている論文が多いように思います。それからこの時代、もう少しあとになりますが一八九〇年代くらいになりましたか、この頃公立教育との関連でさまざまな判例が出てまいります。これは、ご承知のとおり、最初の段階は教会を中心として私教育が中心でありまして、しかしアメリカがしだいに公立の学校を充実させるというふうな形になってくると同時に教会で行なっておったところの教育慣習がそのまま、看板が公立学校にかわってもそれが同じような形で行なわれるという実態がある訳です。今、私、公立校というふうに申し上げたわけですが、今日いうようなきちっと整備された形の公立校ではなくて教会の二階とか地下室を借りて細々と公立の学校を営むもので、むしろ私学の方がはるかにりっぱなところでやっている、つまり公教育が細々とはじめられた時代なのであります。従って、教会の二階や地下を借りて、もちろんこれは、金を払っているわけですが、従ってそこでは、宗教的なかっただけの教会での教育と併存する、あるいは、混合するような形でたとえばお祈りをしたり讚美歌を歌ったりというふうなことがあるわけがあります。

こういうふうなことは、この公立教育の充実ということに伴ってみられるわけでありませうが、この特色としてあげ

るべきは、その修正一条にもり込まれた理念というものが、この公立学校における宗教的な活動というものに対して適用されはじめた、つまり少くとも市民がその問題をとりあげて裁判所にもち込んで、はたしてこれでよいのかどうかとこういうことを論じてくるわけです。これも判例をあげますと、非常にたくさんありましてですね、州のレベルでの最高裁の判決だけとりあげても、四十も五十もあるわけです。ましてやもう少し下の下級審の裁判例になりますと、これはちょっと把握しきれない。それだけ非常にたくさんあります。その中でも別に宗教教育をやってかまわないというものもありますし、それはよろしくないという判例もありますし、これはもうさまざまあります。これも一概によろしい、よろしくないと言えないのは、例の州のレベルの憲法がそれぞれ違うわけでありますから、つまり同じ基準で議論していかないわけですから、これを形だけ分類いたしましたとしても連邦憲法のもとの議論は成り立たないわけで、それは社会の実態としてそうであるというふうに受けとめるにとどめざるを得ないわけです。ただ、まあ全体の傾向を知ることができるわけでありますが、この一八九〇年代からその後十年、二十年の間によろしいといった考え方がだんだん批判的になってきて、さらに否定的な方向に移りすすんできていると、こういうふうなことがいえるように思います。この公立校の充実ということは、先ほど申し上げましたように、産業社会の発展の時代になりますと、非常に質のいい能力の確保という目標のもとで普通教育を全米の各地に及ぼして行こうという強い動きが出て参ります。そういう意味で、中等教育の大衆化というふうな時代の背景というものがこの問題の背後に横たわっているわけであります。

しかし、他面においてアメリカの醇風美俗をつちかかってきた教会における教育というものの魅力も捨てがたいものでありまして、憲法レベルあるいは法律のレベルでは批判的な見方がいろいろあるわけですが、実態としては、払拭しきれしていない、まあ、そういう状況がずっと続いています。そういうことですね、公立学校における宗教教育

聖書の朗読あるいはお祈りというふうな問題は、この時代のひとつの特色というふうなことができるかと思いません。

それからその次のつまり一九二〇年から一九四五年までの間ですが、私がざっと調べてみた限りにおいて、その前の時代、つまり一八〇〇年代の後半から一九二〇年までの約六十年間に約五十九件の論文とか紹介が出ておられます。ところが、一九二〇年から四五年までの間の二十五年間には、こういった種類のものが、約百十件あるわけでございます。ですから期間は半分以下、しかし出てきた論文の数は、倍近くとこういうことであります。そういう意味で研究の量が著しく増えているわけです。では質の点はどうかという点であります。これも全部あつたわけではありませんが、代表的なものに目を通した限りにおいては、必ずしも研究水準は高いとはいえない。主として無名記事とかノートの類なども非常にたくさんあるわけで、今日のレベルでの検討の対象としてとり上げるに足るものは、非常に少ないわけです。具体的には、一応、対象、検討の対象となるのは三十件くらいの論文がある。あと判例の解説紹介は約六十ぐらい、こんなことでありますから、研究水準という点では、まだまだと言ってよいように思います。で、この時代の特色であります。ご承知のとおり社会的背景としましては、この第一次世界大戦後の合衆国が産業資本の確立期を経て、非常に大きな発展を遂げて世界の一流国家へ発展していき、こういう時代であります。これは、当然のこととして、人口の都市への大移動を招いているわけで、この結果、旧来の醇風美俗の根源であったところの農村社会というのは、崩壊を是はじめてくる。さらに農業労働者が移動する現象などが生ずるわけです。こういうことで旧来の地域の教会を中心とした生活が次第に変化して、多様な価値の中に市民が自由にその望むところを選択する、という傾向が出て参ります。さらに都市への労働者の移動は、資本主義の発展、展開にもなつて都市における階級の固定化というふうなことが著しい形で示されてくるわけです。ご承知の十九世紀末のポピュリス

ト・すなわち人民党の結成というふうなものは、この時代をものがたるものであります。それから大恐慌、一九二九年の大恐慌でありますが、これもまたアメリカの社会に非常に質的な変化をもたらすわけで、こういう結果ルーズヴェルトの例のニューディール政策の導入とともに社会福祉というふうな観点からの諸政策の再検討ということが要請されてくるわけです。ご承知の一九三五年の社会保障はその代表的なものであります。こういう背景があります。この結果、社会福祉的な立場からたとえば通学する学生生徒に対してバスを準備するか、あるいは学校で給食のいわゆるスクールランチを提供するか、あるいは教科書、無料の教科書、あるいは教科書貸与するとかいうふうなことができてきました。これが公立学校だけではなくて教会運営の学校に対してもこれが出てくると、こういうことが教会活動に対する財政的な援助になってきはしないかとかいうことが出てくる訳です。その具体的な内容についてはここで触れることを避けますけれど、このほか学校のカリキュラムに対する政府の介入の問題が出てまいります。これは、質の高い一定の教育をしようということで州のレベルで教育の画一化基準化をはかろうということになります。しかし宗教的背景をもっている学校ではそれぞれのプリンシプルに基づいて教育がなされますからそこで、政府が進めようとするプリンシプルに対する抵抗があらわれてくると、こういうふうなことが出てくる訳であります。同じことは、先ほど申しました公立校における宗教教育に対する抵抗もまた非常に強まってくる。しかしそれでも全般的に判例を分けてみますと、この種の宗教教育を実施するという事例が多くみられる訳であります。これが廃止の方向を示すのは一九〇〇年に入ってからということになります。

それからもうひとつこの時代の代表的なものとしては、信仰の自由に対する議論、これが非常に高まってまいります。これは必ずしも信教の自由という具体的な議論ではなくて人権保障一般の問題であります。つまりアメリカ社会が理想としてかかげた憲法規範を具体的に個人に対して適用、保障していこうというものであります。というのは、

この時代、すなわち一九二〇年代から一九四五年ぐらいの間に、この種の傾向が非常に強くみられるわけで、例の再建時代、リコンストラクション・エイジには、性による差別であるとか、人種による差別であるとか、こういったものを禁止する憲法規範の確立がみられますけれど、その実態というのはまた別の話で、これらが具体的に適用されて裁判所で争われて広く人権保障を進めるといえるのは今、申しました一九二〇年から四五五年の時代であります。こういうことで、信教の自由というものが、初めて憲法秩序の中で市民権を確立してくるところというふうにいえる訳であります。この時代、非常にたくさんの方が出ておりますし、判例も出てまいります。しかし、この信仰の自由を保障する傾向が強く示される反面、信教の自由の行きすぎた行使というものに対する制約の問題が出てまいります。これは他の場合と同様、自由の保障には諸刃の刃的な要素がある訳であります。たとえば非常に熱心な宗教活動家が市街地でさかんに過激な宣伝をやり始めると、これは一方では信教の自由の行使でありますね。しかし反面他の市民にとっては、大変これは迷惑なことでありますから、これに対して国家が関与して、それはいかんじやないかという形で手を加えていくと、こういうことが出てまいります。それからもう一つの場合は、先ほどのスクールランチ、とかスクールバスにみられるような形でポリスパワー、日本語では「警察権能」というと独特の響きがありまして、やっぱりこれは、ポリスパワー、具体的に言いますと、市民生活に対して国家が手を延ばしている面倒をみていこう、関与していこう、積極的に手を延ばして保護していこうとこういうことでもあります。

しかしこれは反面、関与しすぎて国家が宗教団体による福祉的プログラムを援助する結果、分離原則違反の問題を招くことにもなるわけであります。たとえば、宗教団体経営の学校児童に対するスクールバス、教科書の援助、スクール・ランチの援助が、厳密な分離原則の立場から問題とされるのであります。厳密な立場から申しますと、この種のプログラムに手をさし延べることは、憲法違反になりかねませんが、他面宗教条項を理由に援助を否定するのは、

宗教を理由とした差別ではないか、とこういうふうな難しい問題が出てくるわけでありませぬ。

この点、今、私が申し上げましたことだけで考えますと、今日も午前中の報告でございましたけれど、アメリカの政教分離というのとは一体どうなんだという疑問が出て参ります。今申しました一九四五年までの報告だけで限りますと、どうもアメリカというのは分離じゃなくて、分離どころか、びったり国家と宗教活動とはふつついてるんじゃないかとかういうふうな議論があるかもしれません。時間がありませんからそこだけ一つ誤解のないように申し上げます。それを結論にいたしたいと思いますが。実は、一九四五年以降、今日までの発展の状況というのはそれまでの時代とは異なつて著しいものがあります。実は、一九四五年までの段階というのはアメリカの政教分離の発展の^中では、非常に古典的な歴史的な過去の遺物とちよつと表現は大げさになりますが、こういう古典的な時代、遺物的な要素が非常に強い。それがなお今日まで尾をひいている例ももちろんありますけれども。こういうふうにご理解いただきたいと思ひます。アメリカの政教分離の原則が、ほんとうに花を開いてくるのは、実はそれからさらに三十年余りの年月を必要としてくる訳です。具体的には、一九六〇年代のさまざま、これはすでに紹介いたしておりますから、(熊本信夫「アメリカにおける政教分離の原則」)ここで報告いたしませんけど公立学校における、聖書の朗読、主の祈りについて連邦の最高裁判所は、これは憲法違反であるとしてゐるわけです。これは当時の世界の十大ニュースの一つにも数えられたほどにアメリカの社会には大変な衝撃を与えた訳であります。その少し前の最高裁は、いわゆる公立高校での人種差別を禁止する立場から、学校に、白人の学校に黒人を入れて教育すると、そういう判例が出てゐる訳であります。この連邦最高裁でその聖書朗読とか主の祈りを違憲とした判決が出た時に、連邦最高裁は、学校に黒人を入れて、今度は神を学校から追い出したんだとかういうことで非常に大変な論争が生じた訳であります。そういうことで政教分離原則の確立といふのは、実はその後の時代に多くの判例を通じて初めて具体的に確立してくるということ

ができようかと思えます。

ここから私の意見でございますけれど、アメリカの当初からの歴史的背景の中で、宗教活動と国の活動が密接な形でつながっている例もないわけではありませんが、それをもってアメリカの分離原則とみるのはやはり誤りで、やはり大本がどう動いてきているか。そして現在どうかと、ここにやはり重点を置いてみなければならぬのではないかと、ここというふうに思っております。そういうことで、アメリカの政教分離原則というのは、これからまだ研究しなければならぬ領域がたくさんある訳でございます。この宗教法研究会でもどうぞそういった方向での研究と研究者が出るようになって、いろいろとお教えいただければありがたいと思えます。時間でございますので、今日の報告は、これで終えさせていただきます。どうもありがとうございました。